



マチレット

鎌ヶ谷市

大切な人に 伝えるノート



名前

感謝の気持ち
そして
敬う気持ち
世代を超えて
これからも
大切にしたい
そう願っています



送る心をかたちにする



天空 式場



宝泉 式場 (家族葬専用)

家族葬承っております

鎌ヶ谷ホール

〒273-0123 鎌ヶ谷市南初富 6-5-61

鎌ヶ谷商工会隣り

■ 駐車場あり 60台

お問い合わせ先： **セレモ本部**
〒273-0862 千葉県船橋市駿河台 1-27-1



0120-02-4444



書こう、話そう、あなたの人生のこと。

あなたはこれまで、どんな人生を歩んできましたか？

これから、どんな人生を歩んでいきたいですか？

自分の望む人生を、最後まで自分らしく歩むために。

必要なことや、考えをまとめるお手伝いをするのがこの冊子の役割です。

ご自身やご家族のこと、財産、もしもの時のこと……

テーマに沿って書きすすめるうちに、思いを自然と整理できるようになっています。

また、書いたことを元に、家族やかかりつけ医など周囲の人としっかり話し、理解してもらうことも、最後まで自分らしく生きるためにはとても大切なことです。これからやりたいこと、行きたい場所、会いたい人を思いつくままに書いてください。

さあ、ペンを取って、あなたらしい人生について考えてみましょう！

書き方 ゆっくりと楽しみながらあなたの思いを書いてください。

- まずは好きなページから気軽に書きはじめましょう。
- 必要だと思うページを選んで書いても良いでしょう。
- 何度書き直しても大丈夫です。その際は、更新日を記入しましょう。
- 定期的に振り返り、状況に応じて修正してください。
- 写真を貼る、資料をはさむ等、自由にお使いいただけます。
- 家族と相談しながら書いても良いでしょう。
- ノートの存在を誰かに伝え、保管場所を明らかにしておきましょう。

もくじ

第1章 わたしのこと…… 2	第4章 大切な人たち…… 13
第2章 もしもの時は…… 7	第5章 財産について…… 15
第3章 エンディング…… 10	第6章 その他情報…… 17

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年12月発行

発行：鎌ヶ谷市高齢者支援課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

第1章

わたしのこと



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

生年月日

名 前

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例：名前の由来等

幼少期

青春時代

その他の時代

学歴

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

今のわたし

記入日

年 月 日

趣味・特技

好きな食べ物

好きな花

好きな音楽

好きな本・映画

宝物・コレクション

これからやりたいこと・行きたい場所・会いたい人



健康状態

記入日

年 月 日

● **かかりつけの病院** ※主治医にチェック を入れてください。

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。



●健康保険証

種類:

番号:

保管場所:

●その他 証明書等の有無 ※チェック を入れてください。

* 介護保険証

有・無

保管場所:

* 障害者手帳等

有・無

保管場所:

(身障 療育 精神 難病)

* その他

アレルギー等 気をつけること



いつも飲む薬 ※処方箋があれば貼っておくと良いでしょう。

第2章

もしもの時は



病気の時は

記入日

年 月 日

●告知について ※チェック を入れてください。

- 病名・余命を告知してほしい 病名のみ告知してほしい
 家族等にまかせる その他

●延命治療について ※チェック を入れてください。

- 可能な限り延命治療を受けたい 回復の見込みがなければ延命治療を希望しない
 苦痛を少なくすることを重視する その他

●終末医療について ※チェック を入れてください。

- 自宅で過ごしたい 病院で看護を受けたい
 ホスピスで過ごしたい その他

●臓器提供・献体について ※チェック を入れてください。

- 臓器提供意思表示カードを持っている 臓器提供・献体を希望しない
 献体の登録をしている 登録先:
 その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

● 延命のための医療行為

【胃ろう・鼻チューブによる栄養補給】

*胃ろう：お腹から胃に小さな穴をあけ、チューブを通し、栄養剤などを注入します。

*鼻チューブ：鼻から胃まで届くチューブを挿入し、栄養剤などを注入します。

チューブはとりいれたまま生活し、1～4週間毎に交換が必要です。

【IVH(高カロリー輸血)による栄養補給】

太い静脈に点滴チューブを通し、より多くの栄養を継続的に入れる方法ですが、点滴チューブを介した感染症になる可能性があります。

【心臓マッサージなどの心肺蘇生】

心肺蘇生とは、心臓や呼吸が止まった時に救命のために行われる、心臓マッサージ、気管挿管(口や鼻から気管に管を入れる)、人口呼吸器の装着(気管に通した管に機械を取り付け、空気を送り込み呼吸を助ける)、昇圧剤の投与等を言います。

介護が必要な時は

記入日

年 月 日

● 介護をお願いしたい人 ※チェック を入れてください。

- 配偶者 名前:
- 子ども 名前:
- その他 名前: 関係:

● 介護してほしい場所 ※チェック を入れてください。

- なるべく自宅を希望する
- 病院・施設 名称・場所等:
- お任せする

● 介護の費用 ※チェック を入れてください。

- 私の預金や年金等でまかなってほしい
- 用意してある 保管場所等:
- その他

判断能力が低下した時は

記入日

年 月 日

認知症等で判断能力がないとみなされると、福祉サービスの利用や行政手続きの他、預貯金の引き出しや不動産の売却等の、資産管理や活用ができなくなってしまいます。家族も資産を動かすことができないので、「いざというときは家族に任せよう」と考えて何も対策をしないしていると、思わぬトラブルにつながる可能性があります。もしもの時に備えて資産の管理方法を決めておきましょう。

● 財産管理などをお願いしたい人 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 配偶者	名前:	
<input type="checkbox"/> 子ども	名前:	
<input type="checkbox"/> その他	名前:	関係:

● 財産管理をお願いする場合に利用したい制度 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 法定後見制度(※1)	<input type="checkbox"/> 任意後見制度(※1)
<input type="checkbox"/> 財産管理委任契約	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業(※2)
<input type="checkbox"/> 民事信託(※3)	<input type="checkbox"/> 特にない

※1 成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)について

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

* 法定後見制度・・・本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度

* 任意後見制度・・・本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」より抜粋

※2 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」より抜粋

※3 民事信託について

営利を目的とせず、資産の管理を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

第3章

エンディング



葬儀について

記入日

年 月 日

●葬儀の場所・規模 ※チェックを入れてください。

お任せする 希望がある

名称・場所・規模(出席者)等:

その他

●喪主について

任せたい人

●葬儀の形式

宗教・宗派

●香典 ※チェックを入れてください。 ●供花 ※チェックを入れてください。

いただく 辞退する

いただく 辞退する

●遺影 ※チェックを入れてください。

お任せする 用意してある

保管場所:

●葬儀の費用 ※チェックを入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※) 用意してある

保管場所等:

その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

供養について

記入日

年 月 日

● 供養の方法 ※チェック を入れてください。

- 一般墓地 永代供養 納骨堂 樹木葬
 希望なし その他

名称・場所等：

● 供養にかかる費用 ※チェック を入れてください。

- 私の預金や年金等でまかなってほしい(※)
 用意してある 保管場所等：
 その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

遺言書について

記入日

年 月 日

● 遺言書の有無 ※チェック を入れてください。

- 作成していない 作成している 保管場所：

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

- 自筆証書遺言 作成日： 年 月 日
 公正証書遺言 作成日： 年 月 日
 その他 作成日： 年 月 日

※公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所で検認手続きをとってください。
封がされている場合は家庭裁判所で開封してもらいましょう。
ただし、遺言書保管法(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きの必要はありません。

もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

第4章

大切な人たち



家族・親族 記入日 年 月 日

わたしの家系図



※わかる範囲で書いてみましょう。
 ※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくといいでしょう。

ペットのこと ※ペットの引取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前 ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日 性別 かかりつけの動物病院

私にもしものことがあったら ※例：○○さんに引き取ってもらいたい 等

家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (続柄/)

さんへ メッセージ (続柄/)

友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (関係/)

さんへ メッセージ (関係/)

第5章

財産について



資産と負債 記入日 年 月 日

■ 不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
■ 預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
■ その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考

資産と負債

記入日

年 月 日

■ 借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
■ 生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
■ 公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
■ 個人年金・企業年金	名称	番号・記号等		備考

第6章

その他情報

お住まいの「終活」について



ご自宅など不動産をお持ちの方は、もしもの時にその不動産をどうするのか考えておきましょう。

● 空き家となってしまった時の管理

介護施設への入所や入院、ご親族との同居などにより、今のお住まいが空き家になる場合があります。人が住まないと劣化が進み、また草木の繁茂などによって周囲の迷惑となってしまうこともあります。もしもの時に誰が管理するのかご家族などと相談し、その費用などを準備しておきましょう。

● 相続の準備

ご自宅などの不動産を死後誰が使用するのか。あるいは処分するのは相続人にとって重要な問題です。相続人が揉めることのないよう、遺言書を作成するなどして、あなたの意思を残しておきましょう。また、自身も相続で取得した不動産があり、その名義変更を終えていない場合、自身の死後相続の手続きが煩雑になります。そうならないためにも、元気なうちに登記を確認し、必要な手続きがあればあらかじめ行っておきましょう。

死後事務について



死後の事務手続きをお願いできる人がいないときは「**死後事務委任契約**」を検討しましょう。死後事務委任契約とは、委任者(本人)が第三者(個人・法人)に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務などについての代理権を付与して、死後事務を委任する契約のことです。司法書士等、法律の専門家に相談しましょう。

● 死後事務の内容

- ① 医療費の支払いに関する事務
- ② 家賃・地代・管理費等の支払いと敷金・補償金等の支払いに関する事務
- ③ 老人ホーム等施設利用料の支払いと入居一時金等の受領に関する事務
- ④ 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- ⑤ 菩提寺の選定、墓石建立に関する事務
- ⑥ 永代供養に関する事務
- ⑦ 相続財産管理人の選任申立手続きに関する事務
- ⑧ 賃借建物明渡しに関する事務
- ⑨ 行政官庁等への諸届け事務
- ⑩ 以上の各事務に関する費用の支払い

※ 死後事務委任契約を、公正証書にし、法律上明確な書面にすることで、自分が亡くなった後のトラブルを未然に防ぐことができます。

相談窓口・問い合わせ先について

相談先	電話番号	相談内容
法テラス松戸	0570-078-316	相続・遺言等の法的トラブルについて
松戸公証役場	047-363-2091	遺言公正証書や任意後見契約について
問い合わせ先	電話番号	問い合わせ内容
千葉家庭裁判所松戸支部	047-313-0153	成年後見制度の申立てや手続きについて

※裁判所では、手続や書式の案内は行っていますが、申立てが必要かどうか等の相談は行っていません。

地域包括支援センターは、高齢者の生活・福祉の総合相談窓口です。
お住まいによって担当窓口が異なりますので、下記の地区割をご確認ください。

初富地域包括支援センター (初富保健病院内) 初富114 TEL 047-446-7873 FAX 047-444-0125 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始休業)	中央東地区	東鎌ヶ谷、東初富、南初富1～3丁目、 初富(700～927番地)
	北部地区	栗野(1～425番地・539番地～)、 軽井沢、佐津間(2～1299番地)、 中佐津間、西佐津間、南佐津間
西部地域包括支援センター (シルバーケア鎌ヶ谷内) 初富125-1 TEL 047-441-2007 FAX 047-498-5522 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始休業)	中央地区	道野辺中央、道野辺本町、右京塚、 南初富4～6丁目、中央、富岡、 初富本町、初富(928～931番地)、新鎌ヶ谷
	西部地区	くぬぎ山、栗野(426～538番地)、 佐津間(1300～1400番地)、串崎新田、 北初富、初富(1～399番地・1300番地～)
南部地域包括支援センター (グリーンハイツ内) 西道野辺10-28-101 TEL 047-441-7370 FAX 047-441-7371 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始休業)	東部地区	丸山、鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷、 東道野辺2～7丁目
	南部地区	道野辺、東道野辺1丁目、西道野辺、 馬込沢、中沢、東中沢、北中沢、 中沢新町
鎌ヶ谷市役所高齢者支援課 地域包括支援係(基幹型地域包括支援センター) 新鎌ヶ谷2-6-1 TEL 047-445-1384 FAX 047-443-2233 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始閉庁)	市内全域	市内全域
鎌ヶ谷市社会福祉協議会 (総合福祉保健センター内) 新鎌ヶ谷2-6-1 TEL 047-444-2231 FAX 047-446-4545 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始閉館)	市内全域	市内全域

遺言・相続・老後のことで 悩んでいませんか？

- » 遺言書ってどうやって書けばいいかわからない
- » 両親も他界し、子どももおらず、全財産を妻に残したい
- » 家業を継ぐ者に遺産を相続させたい
- » 介護してくれた長女に多く遺産を渡したい…
- » 内縁の妻に財産を残したい



お心当たりの方は **遺言書作成** をご検討ください

あしたば司法書士・行政書士事務所では
あらゆる**ご相談**にお応えいたします

初回相談
無料

遺言書

終活

生前
贈与

認知症への
備え

相続
手続き

空き家



女性司法書士が、みなさまのお困りごとに丁寧にご対応いたします。
どこに尋ねに行ったらいいかわからない些細なこともご相談ください。

☎047-707-2912

営業時間 平日9時～18時 ※時間外・土日祝も対応可(要予約)



鎌ヶ谷市役所から徒歩約3分!



あしたば
司法書士・行政書士事務所
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷3丁目8番17-103号



大切な方への道標 — 家族信託・遺言 —

大切な人へ、認知症等発症前に
不動産等の資産を託す「家族信託」、
旅立った後の道標を遺す「遺言」制度を利用しましょう。



大切な人、不動産、財産等を守るため、
今だからできる道標をしっかりと造りましょう。

家族信託

認知症等発症後のリスク回避

認知症等を発症しても、自宅・アパートの維持・管理及び売却の
手続・お金の管理は続きます。自分で判断できる今、信頼できる
方に、約束事（信託契約）を決めて任せることができます。

遺言書

遺された方への思いやり

自分が旅立った後、①相続人間で紛争が起きる可能性がある。②子供がおらず、
配偶者と自分の兄弟姉妹(甥姪)が相続人となる。③相続人が異父母兄弟姉妹で
ある。④相続人以外にも財産を残したい。等…お心当たりのある方は、遺言書に
よるトラブルの未然防止に努めましょう。当事務所が作成のお力になります。

相続手続全般

愛する家族が亡くなり、悲しみと同時に色々な不安が押し寄せ
てきます。「相続手続はどこから?どのようによ?」税理士等各分
野の専門家と連携し、不動産の相続登記、遺産分割、相続税の
申告等、トータルでサポートします。

空き家、空き地問題の解決

「住んでいる家を処分したい」「親族の不動産を処分したい」「空
き家・空き地を処分したい」「相続したけど、管理ができない」
「権利関係が難しい不動産」「家の荷物・不用品が多い」等不動
産でのお困りのことをご相談ください。

※売却や買取の相談は専門業者様をご紹介します



初回相談・各御見積書作成無料

皆様の親身になってご相談等承ります。
広範囲な問題等は信頼できる各専門家と一緒に対応していきます。

みずかみ

司法書士法人水上事務所

千葉県船橋市前原西二丁目12番7号第一生命ビル6階 (JR津田沼駅徒歩3分)
FAX.047-403-7053

お気軽にお問い合わせください

TEL047-477-8756

営業時間 平日 8:30~19:30

土日祝予約制



メモ



緑あふれる公園墓地

かしわ青光苑

永代供養墓

ご費用

20万円~

—— 同時申込み割引有り ——

宗旨宗派不問
入檀義務なし

後継者
管理費不要

毎月の
墓前読経※1

法名
無償授与※2

※1 毎月1日13時30分より墓前にてお勤めしております。
※2「釋〇〇」という形で法名を無償授与いたします。



お問合せは
こちらまで

かしわ青光苑

柏市布施700

☎04-7135-8484

受付時間 9:30~16:30

管理者
浄土真宗本願寺派 西方寺
☎04-7163-0517
〒277-0032 柏市名戸ヶ谷1121-2

運営主体
宗教法人 西方寺
☎04-7163-0517
〒277-0032 柏市名戸ヶ谷1121-2

許可番号:947号 許可日:1994(平成6)年8月19日



メモ

たくさんの相続問題も、たった一通の遺言書で防ぐことができます。

行政書士による遺言書作成サポート

大切な人を 困らせないための準備を しませんか？



『遺言書』とは

遺言書とは、自分が築いてきた財産をどのように分配・有効利用するか
の意思を記載した文書です。

「配偶者や子供だけでなくお世話になった人に分配したい」や、「寄付を
したい」という意思是、遺言書を作成しなければ実行されることはありません。
遺言書に書かれた内容は最も尊重され、民法で規定されている法定相続
の規定を上回るものとされています。

遺言書が特に必要な場合

- 主な財産が不動産しかない
- お世話になった人に相続したい
- 配偶者との間に子供がいない
- 離婚・再婚をしたことがある
- 内縁の妻・夫がいる
- 団体等に寄付をしたい
- 認知症の法定相続人がいる
- 個人事業主、法人の代表である

いつでもご相談ください。



千葉県行政書士会 葛南支部
鎌ヶ谷市 幹事

鎌ヶ谷市役所
行政書士相談 相談員

行政書士 河田将人が皆様の遺言書作成のご相談を伺います。

初回相談
無料

お電話で

047-446-1620

出張相談で

ご自宅などリラックスできる場所にお伺いします

その他、終活・相続に関わることも何でもご相談ください。

相続手続き

戸籍の収集、法定相続情報一覧図の作成や、遺産分割協議書の作成、金融機関対応
など、専門知識を要する相続手続きを代行します。司法書士、税理士、社会保険労務
士など他士業連携していますので、様々な手続きに対応しております。



河田行政書士事務所

TEL 047-446-1620
FAX 047-413-0175



〒273-0112 千葉県鎌ヶ谷市東中沢3-21-21

営業時間 8:00~20:00(土・日・祝日も受付)

終活に備えたい方、 親御様のケアに ついてお考えの方へ お知らせです。



「三井のリハウス」では、シニアの方のすまいとくらしに関する
お悩みに、専門スタッフの目線からお応えする

無料個別相談会 **予約制** を開催しております。

1 資産管理対策 個別相談会

認知症対策や資産管理の
手法として注目を集めている
「**家族信託**」や「**相続税**」に
関するご相談を承ります。



2 老後資金対策 個別相談会

「**老後資金シミュレーション**」
による手元資金の可視化や、
「**リバースモーゲージ**」等、不動
産を活用した老後資金捻出に
関するご相談を承ります。



3 シニア向け 住宅住み替え 個別相談会

サービス付高齢者向け住宅や
有料老人ホーム等、**約16,000
物件以上**の中からお客様に合う
物件をご紹介します、**ご自宅売却
と併せて**お住み替えをトータル
サポートします。



各無料個別相談会はお電話にてご予約ください

三井のリハウス

フリーコール
0120-993-531

三井不動産リアルティ株式会社
新鎌ヶ谷センター

全国売買仲介取扱件数
36年連続全国No.1

三井不動産リアルティグループは1986
年度から2021年度の36年連続全国売
買仲介取扱件数No.1です。
※新聞報道などによる

所在地/〒273-0107 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目19-11 プロスパー1F Mail/shinkamagaya@rehouse.co.jp
許可番号/国土交通大臣(14)第777号 (一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

千葉県で愛されて 25年 年間施行件数2000件以上

月のあかり 家族葬
Memorial Group

月のあかり 家族葬

月のあかりは、お客様に
そっと寄り添える家族でありたい。

家族葬のこと
一緒に考えてみませんか。

豊富なプラン

事前の確定見積

随時相談・見学

専任スタッフが担当

弊社安置室使用無料

グリーンケア



花ことばプラン

17.6
万円(税込)

一日葬プラン

38.5
万円(税込)

一日葬プラン

47.52
万円(税込)

そなえて 安心1 入会金3,000円のみで会員制度

事前のご入会で安心と特典を実感していただける

入って安心

Memorial Group × 月のあかり 家族葬

事前にご入会いただくと、ご葬儀プラン料金5%~10%割引

そなえて 安心2 積立金や少額短期保険に不安を感じる方へ

100% 保全

翌日積信託 × Memorial Group

葬儀信託 みらい

- 葬儀内容を生前に決め、必要な費用を預ける仕組み!
- 火葬式から大きな式まで、いくらからでも信託可能!
- 預けた資金は全額保全される、安心の葬儀信託!
- ご自身が希望するお葬式を自由設計!



月のあかり 家族葬

Memorial Group

五香 | 上本郷 | 南柏会館 | 南行徳 | 流山おおたかの森 | 野田 | あびこ手賀沼公園 | 守谷
馬込斎場・しおかぜホール茜浜など公営斎場でのご葬儀も承ります。お気軽にご相談・ご見学ください。

24時間365日

月のあかり総合受付



0120-374-556

